

令5福情答申第9号

令和5年11月7日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信 様

(教育委員会職員部労務・給与課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第20条第1項の規定に基づき、令和4年1月28日付け教労第420号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「教育委員会の産業医の名前のわかるもの」に係る公文書一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「教育委員会の産業医の名前のわかるもの」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は、結論として妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年12月6日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年11月25日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和3年12月6日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和4年1月19日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

福岡市職員の産業医は公開されている。

福岡市教育委員会の産業医も公開されるべきである。

(2) 反論意見書における主張

産業医は医師であり公人である。

福岡市情報公開条例第7条（1）イでは、人の生命、身体、健康、生活若しくは、財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とある。

委託は職員ではないから、名前が出ないというのはおかしいと思う。

委託でも市の仕事をしている。

委託なら名前を出さなくていいなら、都合の悪い仕事は委託にしておもうとなりかねないと思う。

県は産業医は委託でも開示されている。見習ってほしい。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

実施機関の行った処分は正当かつ妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

(2) 理由

① 条例第7条第1号について

審査請求人は、審査請求書において「福岡市職員の産業医は公開されている。福岡市教育委員会の産業医も公開されるべきである。」と述べており、その趣旨は、産業医が福岡市の職員であれば氏名が公開されることになるにもかかわらず、産業医が外部機関の職員である場合は氏名が公開されないのは不当である旨の主張であると解される。

しかしながら、福岡市の職員の個人に関する情報については、条例第7条第1号ウの規定により、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については例外的に公開することとなる一方、委託先等の法人の従業員については、このような規定はなく、法人の従業員の職務の遂行に関する情報は、条例第7条第1号の個人に関する情報に該当すると解される（平成15年11月11日最高裁

第三小法廷判決参照)。

実施機関では、健康診断の委託先である健診機関に産業医の業務も委託しており、産業医は健診機関の一従業員であることから、産業医の氏名については条例第7条第1号の個人に関する情報に該当し、公開することはできない。

なお、審査請求人は、審査請求書において産業医の氏名についてのみ言及しており、それ以外の非公開部分について争いはないと思われるが、産業医の性別、生年月日、略歴についても条例第7条第1号の個人に関する情報に該当し、公開できないことは言うまでもない。

② 条例第7条第3号について

審査請求人は、審査請求書において「受託業者の代表者印」が非公開になっていることについては特段言及していないが、念のため、実施機関はこの点についても弁明する。

法人の印影については、代表者印は個人の実印に相当し、社会生活上重要な意味を有しており、「印影」自体が保護すべき対象であると解される。また、このような性質を有する「印影」を公表すれば、その「印影」をもとに印鑑を偽造し、本人になりすましての違法な契約締結など、犯罪に利用されるおそれも否定できず、市民生活の安全の維持に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、受託業者の代表者印は条例第7条第3号の情報に該当し、公開することはできない。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

- (1) 審査請求人は、本件公開請求において、「教育委員会の産業医の名前のわかるもの」の公開を求めている。

これに対し、実施機関は、本件対象文書として、令和3年度における産業医選任届（以下「本件産業医選任届」という。）を特定している。

当審査会において見分したところ、本件産業医選任届には、産業医の氏名(以

下「本件産業医氏名」という。)、性別、生年月日、略歴等のほか、これらの内容を報告する届出者の情報を記載する欄があるが、このうち、略歴の欄については、「別紙資料参照」と記載されている。

当審査会において実施機関に確認したところ、当該別紙資料として、産業医の経歴書、医師免許証及び産業医認定証(以下「本件経歴書等」という。)が本件産業医選任届に添付するものとして存在するとのことであった。

(2) 当審査会において、本件産業医選任届及びこれに添付された本件経歴書等を見分したところ、実施機関は、本件産業医選任届に記載された本件産業医氏名、性別、生年月日及び略歴の欄に記載された情報を条例第7条第1号(以下「第1号」という。)の非公開情報に該当するものとして、また、届出者の欄の代表者印を条例第7条第3号の非公開情報に該当するものとして、被覆した上で公開していることが認められる。

これに対し、審査請求人は、本件産業医氏名の公開を求めていると解されることから、当審査会としては、まず、本件産業医氏名の第1号該当性について検討し、さらに、本件経歴書等の非公開情報該当性についても検討することとする。

2 本件産業医氏名の第1号該当性及び本件経歴書等の非公開情報該当性について

(1) 第1号について

第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、第1号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

第1号ただし書アは、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開するものである。

第1号ただし書イの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることによ

り保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

第1号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。なお、公務員等の範囲については、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方三公社の役員及び職員が限定列挙されている。

(2) 本件産業医氏名の第1号該当性について

実施機関は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条に基づく労働者に対する健康診断の実施とともに、同法第13条に基づく労働者の健康管理を行う産業医の業務を健診機関に委託しているところ、当該委託契約において、健診機関は産業医を選任し、これを実施機関に対し届け出ることとされていること、当該選任した産業医は同健診機関の一従業員であることが認められる。

法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）の代表者に準ずる地位にある者以外の従業員の職務の遂行に関する情報は、原則として第1号にいう個人に関する情報に当たるものと解されており（最高裁判所平成15年11月11日第三小法廷判決）、また、上記産業医が第1号ただし書ウに列挙される公務員等に該当する事実も認められない。

さらに、第1号ただし書ア及びイのいずれにも該当する事情は認められない。

よって、本件産業医氏名は第1号本文に該当し、非公開とすることが妥当である。

(3) 本件経歴書等の非公開情報該当性について

当審査会において検討したところ、本件経歴書等は、健診機関の一従業員である産業医の経歴が記載されたものであり、一体として当該個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、第1号本文に規定する非公開情報に該当するものと認められるとともに、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当する事情は認められない。

よって、本件経歴書等は、その全体が非公開情報に該当するものである。

3 本件対象文書の特定と本件決定について

上記1のとおり、実施機関は、本件産業医選任届に記載された略歴の欄の情報を非公開とし、本件産業医選任届のみを本件対象文書として本件決定を行っているが、当該略歴の欄には、「別紙資料参照」と記載されている。

当該「別紙資料参照」との記載が第1号に規定する非公開情報に該当しないことは明らかであるから、本来、実施機関は、当該記載部分を公開したうえで、本件経歴書等を含めて本件対象文書とし、公開・非公開の判断を行うべきであった。

一方で、上記2(3)のとおり、本件経歴書等は全体が非公開情報に該当するものと認められることから、このような場合においては、本件決定を取り消して改めて公開・非公開の判断を行う意義は乏しく、本件決定は結論として妥当と言わざるを得ない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年2月1日	実施機関からの諮問
令和4年3月14日	実施機関の弁明意見書を收受
令和4年4月12日	審査請求人の反論意見書を收受
令和5年7月24日（第1部会）	審議
令和5年8月21日（第1部会）	審議
令和5年9月8日（第1部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和5年10月18日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、五十川直行、大神朋子、大脇成昭